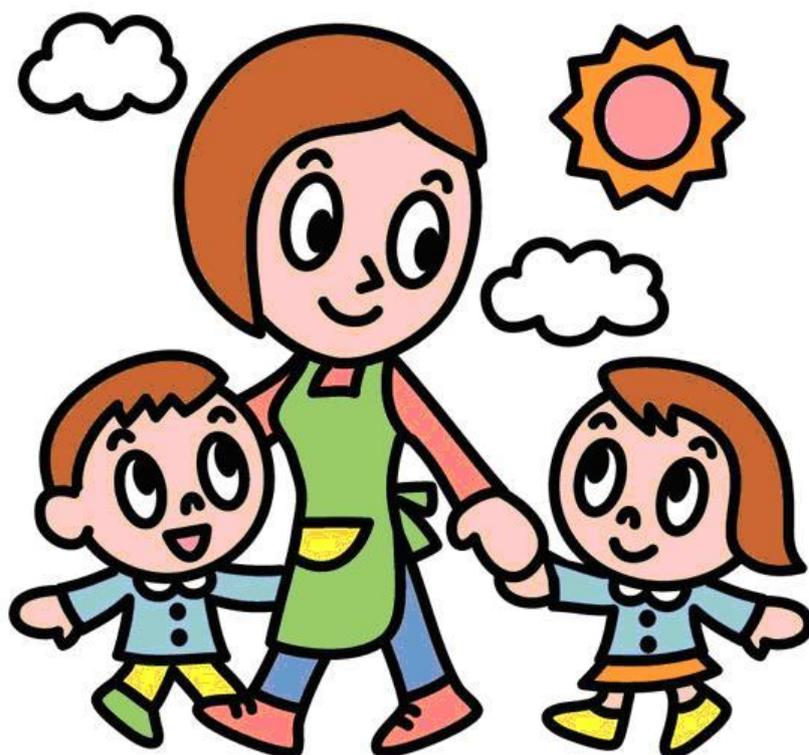


施設等利用給付認定申請のてびき



(問い合わせ先)

豊後高田市子育て支援課（健康交流センター花いろ内）

住 所：〒879-0604 豊後高田市美和1335番地1

電 話：0978-23-1840

◇施設等利用給付認定について

「施設利用給付認定」とは、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、令和元年10月1日から新たに始まった認定です。

新制度未移行の幼稚園や特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の無償化の対象となるには、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

施設等利用給付認定区分

区分	内容	
新1号認定	対象	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、 新2号認定・新3号認定以外の子ども
	利用できる施設	新制度未移行の私立幼稚園、特別支援学校の幼稚部等
新2号認定	対象	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労などにより、 保育を必要とする子ども
	利用できる施設	認定こども園・幼稚園等の預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等
新3号認定	対象	満3歳に達する日以後最初の3月31日をまでの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労などにより、 保育を必要とし、かつ保護者及び同一世帯員が住民税非課税世帯である子ども
	利用できる施設	認定こども園・幼稚園等の預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等

◇保育を必要とする理由

新2号・新3号認定を申請できる児童は、保護者（父、母）が、以下のいずれかの状態に該当し保育をすることができないと認められる場合です。

事由	保育の必要量の要件	有効期間
就労	就労時間が月60時間以上	当該児童の小学校就学前まで
妊娠・出産	妊娠中もしくは出産後間もない	出産前3か月 出産後3か月
育児休業	育児休業を利用している	生まれるお子さんが1歳を迎える月まで
求職活動	求職中（就職活動期間の3か月間に限る）	3か月
病気 障がい	病気・負傷・障がいがある 通院もしくは入院中の場合	市長が必要と認める期間
介護・看護	親族等を介護もしくは看護している	
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあっている	
就学	就学・職業訓練をしている	
虐待・DV等	虐待やDV等のおそれがある	
その他	その他、上記に類する事情がある	

※仕事を辞めたなど要件に変更があった場合や、上記の理由に当てはまらなくなった場合はご連絡ください。

◇提出書類

(1) 施設等利用給付認定（変更）申請書

(2) 保育を必要とする状況がわかる書類

【必要な方】利用児童の保護者（父、母）

事由	提出書類
就労	就労証明書
妊娠・出産	母子健康手帳の写し又は分娩予定日がわかる書類
育児休業	就労証明書
求職活動	求職活動申立書
病気 障がい	病気・出産等証明書 身体障害者手帳等の写し
介護・看護	病気・出産等証明書 申立書
災害復旧	罹災証明書
就学	在学証明書又は通学の日、時間等が確認できる書類
虐待・DV等	市長が必要と認めるもの
その他	

※上記以外に、課税状況の確認のため、所得課税証明書の提出が必要な場合があります。